

旭川医科大学病院専門医育成・管理センター要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和6年9月18日病院長裁定)

旭川医科大学病院専門医育成・管理センター要項の一部を改正する要項

旭川医科大学病院専門医育成・管理センター要項（平成30年3月14日病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第9 センターの庶務は、<u>経営企画課</u>において処理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第10 この要項に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和6年9月18日から実施し、令和6年8月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>令和6年8月1日付け事務局改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第9 センターの庶務は、<u>総務課</u>において処理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第10 この要項に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要項は、平成30年3月14日から実施する。</p>